

川崎市都市計画審議会低炭素都市づくり等検討及び評価小委員会運営要領

平成24年8月21日
都市計画審議会決定
(最終改正平成27年3月26日)

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市都市計画審議会条例施行規則（平成12年規則第60号）第3条及び川崎市都市計画審議会運営要領（平成12年7月18日都市計画審議会決定）第10条の規定に基づき、川崎市都市計画審議会低炭素都市づくり検討小委員会（以下「小委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 小委員会は、低炭素都市づくりなどに関する社会情勢の動向を踏まえ、川崎市の拠点整備等において高度な環境対策や地域貢献を行う優良な開発計画を誘導するため、都市計画手法を用いた誘導施策等の検討に対して、学識経験者の立場から専門的な助言を行う。また、具体的な開発計画に対して「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」に基づく評価を行うこととする。

(会議)

第3条 小委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員長は、小委員会の会議を招集するときは、その7日前までに、議題、日時及び場所を各委員に通知するものとする。

3 小委員会は、原則、委員全員の出席により会議を開くものとし、やむを得ず出席できない委員がいる場合は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。なお、出席できない委員がいる場合は、委員会の開催に先立ち議題について意見を伺い、会議において意見の内容の説明に努めるものとする。

4 小委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 小委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(委員長の任期)

第5条 委員長の任期は、委員の任期とする。

(議事録)

第6条 委員長は、小委員会の会議について、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員1人がこれに署名するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他小委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年8月21日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、平成27年3月26日から施行する。